

令和3年 第4回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和3年12月14日（火曜日）

午前10時00分 開会

午前11時33分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	13番	蒔苗博英	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		12番	尾崎寿一	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	後藤千登世
財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	番場邦夫	健康子ども部長	三浦直美
商工部長	西沢宏智	観光部長	神雅昭
建設部長	花岡哲	上下水道部長	坂田一幸
市立病院事務局長	澤田哲也	教育部長	鳴海誠
広聴広報課長	土岐康之	地域医療課長	佐伯尚幸
人事課長	堀川慎一	契約課長	黒沼立真
情報システム課長	羽場隆文	財政課長	今井郁夫

管財課長 工藤 浩
収納課長 中田 和人
市民課長 蒔苗 元
介護福祉課長 川田 哲也
国保年金課長 葛西 正樹
商工労政課長 工藤 竜輔
文化振興課長 佐藤 孝子
道路維持課長 八嶋 範行
上下水道部総務課長 田中 知己
学校整備課長 高山 知己
中央公民館長 中川 元伸

市民税課長 石井 啓之
市民協働課長 高谷 由美子
障がい福祉課長 白取 靖夫
子ども家庭課長 石澤 容子
健康増進課長 山内 恒
観光課長 早坂 謙丞
土木課長 千葉 裕朗
建築住宅課長 木村 和彦
市立病院総務課長 堀子 義人
学務健康課長 相馬 隆範

○出席事務局職員

事務局 長 佐藤 記一
議事係 長 蝦名 良平
主 事 附田 準悦
主 事 外崎 容史

次 長 菊池 浩行
総括主査 成田 敏教
主 事 成田 崇伸

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第87号及び第89号から第95号までの以上8件であります。

なお、審査に先立ち委員の方にお問い合わせいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお問い合わせいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第87号事件処分の報告及び承認について(事件処分第8号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康子ども部理事（森岡 欽吾）

議案第87号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第8号は、令和3年度弘前市一般会計補正予算(第10号)であり、新型コロナウイルス感染症への対応として、商店街振興組合等が実施する販売促進事業に対する補助金を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に1億2500万円を追加し、補正後の額を793億8526万4000円としたものであります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、7ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費の1億2500万円は、団体等販売促進緊急対策事業費補助金を追加したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、6ページを御覧ください。

歳入につきましては、全額、20款繰入金の財政調整基金繰入金を充当したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第89号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第12号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾） 議案第89号令和3年度弘前市一般会計補正予算(第12号)について御説明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に11億5282万4000円を追加し、補正後の額を816億1377万1000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、建設機械等車両更新事業

などに係る追加5件であります。

債務負担行為の補正は、契約管理・電子入札システム利用料に係る経費などの追加11件及び令和4年度弘前さくらまつり開催に係る経費の変更1件であります。

地方債の補正は、星まつりinそうま開催事業費に係る廃止1件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げます。

初めに、人件費につきましては各款にわたり計上していることから、全体をまとめた形で御説明申し上げます。

給料に係る補正につきましては、職員の新陳代謝等により7537万1000円を減額するものであります。職員手当等につきましては、時間外勤務手当1億3177万円、退職手当2億757万3000円などの追加と、期末手当1627万5000円などの減額を合わせて3億644万8000円を追加するものであります。共済費は1462万8000円を追加するものであります。

また、特別会計、企業会計の人件費の整理により、特別会計への繰出金、企業会計への補助金を調整し、合わせて757万5000円を減額するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で2億6200万3000円を追加するものであります。

次に、人件費以外の補正について御説明いたしますので、14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員研修事業に係る旅費など952万1000円を減額するものであります。

15ページにかけての3目財産管理費は、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金として335万3000円を追加するものであります。

4目企画費は、ふるさと納税返礼品発送等業務

委託料として9251万8000円、ポータルサイト利用料として1098万3000円などを追加するほか、在京弘前関係者交流委員会負担金150万円を減額するものであります。

16ページをお開き願います。

9目住民自治振興費は、一般コミュニティ助成事業費補助金として190万円を追加するものであります。

12目諸費は、市税還付金として800万円を追加するほか、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金として2億6903万2000円を計上するものであります。

17ページの2項徴税費1目課税費は、軽自動車税システム改修業務委託料として178万2000円を計上するものであります。

2目徴収費は、収納管理システム改修業務委託料など255万2000円を計上するものであります。

19ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費2目心身障害者福祉費は、就労移行支援扶助費など3億3786万9000円を追加するものであります。

3目老人福祉費は、敬老大会事業費補助金として1836万8000円を減額するほか、老人保護措置費として3155万1000円、人件費以外に係る介護保険特別会計繰出金として8237万6000円を追加するものであります。

20ページにかけての6目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療療養給付費負担金として2949万9000円、人件費以外に係る後期高齢者医療特別会計繰出金として62万9000円を追加するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、地域子育て支援センター事業業務委託料として40万6000円、一時預かり事業費補助金として545万7000円などを追加するほか、児童手当システム改修業務委託料として491万7000円を計上するものであり

ます。

2目児童運営費は、認定こども園等給付費として3047万2000円を追加するものであります。

21ページの4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、健康管理システム改修業務委託料として169万4000円を追加するものであります。

次に、22ページにかけての3目環境衛生費は、河川清掃廃棄物収集運搬業務委託料など152万3000円を減額するものであります。

5目病院及び診療所費は、小児救急輪番制病院運営費補助金として181万4000円を追加するものであります。

6目保健活動費は、市民の健康まつりコーナー展示等業務委託料など218万2000円を減額するものであります。

26ページをお開き願います。

7款商工費1項商工費2目商工振興費は、よさこい津軽開催事業費補助金など918万5000円を減額するものであります。

3目観光費は、弘前城雪燈籠まつり運営委員会負担金として241万円を追加するほか、津軽五大民謡全国大会運営負担金など170万円を減額するものであります。

31ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育指導費は、中学生国際交流学習事業業務委託料など315万6000円を減額するものであります。

32ページをお開き願います。

2項小学校費1目学校管理費は、学校教育活動継続支援事業に係る消耗品費など355万円を計上するものであります。

2目教育振興費は、特別支援教育就学奨励費補助金として178万1000円を追加するものであります。

33ページにかけての3項中学校費1目学校管理費は、学校教育活動継続支援事業に係る消耗品費

など195万円を計上するものであります。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、音楽芸術後継者育成事業費補助金として240万円、岩木文化祭事業費補助金として100万円を減額するものであります。

34ページにかけての3目公民館費は、弘前市・太田市青少年交流事業旅行業務委託料として181万4000円を減額するほか、デジタル式プラネタリウム機購入費として700万円を計上するものであります。

9目市民文化交流館費は、財源調整であります。

35ページの5項保健体育費1目保健体育総務費は、津軽路ロマン国際ツアーゲーマーチ運営事業費負担金として167万7000円、小学校連合体育大会運営事業費補助金として300万円を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、8ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源を14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、19款寄附金、20款繰入金、22款諸収入及び23款市債にそれぞれ計上し、11款地方特例交付金、12款地方交付税及び19款のふるさと納税寄附金を追加するほか、20款の財政調整基金繰入金2億8671万4000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎8番（木村 隆洋委員） 12ページ、19款1項2目ふるさと納税寄附金追加、あわせて15ページ、2款1項4目、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料追加について、関連がありますのであわせてお伺いいたします。

ふるさと納税寄附金の補正前の歳入の額が7億

4700万円余りで、今回、補正で1億8800万円余り歳入が追加となっております。この補正前の7億4700万円余り、また、補正の1億8800万円余りのこのふるさと納税の寄附金の件数等を含めて、内容についてお尋ねいたします。あとあわせて、令和2年度のふるさと納税寄附金の歳入の決算額もお伺いいたします。

◎広聴広報課長（土岐 康之） 私のほうから、ただいまの質疑に関しまして、まず、当初予算と補正予算に関するふるさと納税の内訳についてと、あと令和2年度の寄附金の実績について御説明をさせていただきます。

令和3年度の当初予算では、今、委員もおっしゃったように、歳入予算は7億4784万5000円を上げておまして、こちらは寄附件数として5万5833件を見込んで計上したものであります。

今回の補正では、こちらの見込みから寄附件数が1万9954件また増えるということで、合計でいきますと年間で7万5768件の寄附があると見込みまして、それに対応する寄附金額としましても、歳入予算額として1億8892万3000円増額の、年間の合計としては、補正後ですけれども、9億3676万8000円に増えるの見込んだものであります。

続いて、令和2年度の寄附の実績ですけれども、こちらは1年間を通しまして5万2503件の寄附がありまして、寄附金額としましては6億5595万円となっております。

今回の補正後の見込みに対しましては、令和2年度に比べまして寄附件数で約1.4倍、寄附の金額としましても1.4倍の合計の金額で、補正後の金額を見込んでいるものでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 本年の第1回定例会の一般質問において、蛭名議員が財政の質疑をいたしました。その中で、コロナ禍で非常に厳しい財政の中で、ふるさと納税の寄附金の増加についてもぜひ頑張っていたきたいという旨の発言が

ありました。

今回、1.8億円余り、件数でいうと1万9000件余りの年度内での追加で、令和2年度に比べますと額で大体2.8億円ぐらい増加しているのかなと、件数でも2万二、三千件増加していると、非常にすばらしい効果だというふうに思っております。この中で、このふるさと納税寄附金が当初予算自体も令和2年度より多く計上している中でも、途中でさらに追加で計上すると。非常にいい傾向のこのふるさと納税寄附金がこれほど増加した理由について、市としてはどう考えているのかお伺いいたします。あわせて、返礼品について、やはり人気が高いのはどういったものなのかお尋ねいたします。

◎**広聴広報課長（土岐 康之）** ただいまの質疑、今回補正を上げるに至った、上回った要因をどう考えているのか、あと人気の返礼品について御説明させていただきます。

今回、当初見込んでいたペースより上回るペースで寄附金が推移しているということで、このままでは歳出の予算も不足するというので補正させていただいたのですけれども、その要因としては、まず背景としまして、近年ふるさと納税の認知度が全国的に増えております。年々利用者が増えていることが全国的な傾向としてまずありますけれども、当市の場合ですけれども、返礼品で最も選ばれているのがりんごの生果をはじめとした地場産品がありますけれども、こちらの評価が寄附者の方々から大分高いということもありまして、一度寄附された方が、もう一度また同じように市のほうに寄附してりんごを返礼品に選ぶとか、そのリピーターの増加と、あとその評価を見ての新たな寄附者の獲得につながっているのかなとも考えております。

また、市の取組としましては、りんごの返礼品、これまでよりも、先行予約の実施も今年度し

ておりますし、インターネットで寄附の申込みができるポータルサイトも1サイト増やしております。また、返礼品を提供する地元事業者を対象とした説明会というのも開催しております、いろいろな情報を提供しながら選ばれるためのポイントなども事業者の方と共有しております。

このように、全国的な動向と地場産品の評価、市の取組の効果で当初の見込みを上回っていると考えております。

また、人気の返礼品に関しましては、先ほど触れましたけれども、りんご関連が多いのですけれども、割合的には全体の約8割くらいがりんごの生果で、あと1割半くらいがりんごジュースとなっております、りんご関連のもので9割以上を占めていることになっております。

◎**8番（木村 隆洋委員）** 今年は非常にりんごの価格が高いということで、このふるさと納税の部分も、寄附金の増加も少しあるのかなというふうにも思っております。ぜひこの流れを令和4年度以降にもつなげていくようにやっていただければと思います。

◎**9番（千葉 浩規委員）** よろしく申し上げます。

一つは、債務負担行為の、予算書6ページです。

基幹系システム共同クラウドに係る経費についてです。この項目では三つあります。

一つは、期間が令和8年度までになっているのですが、この理由について。

あと共同クラウドの概要、この間の変更点があればお教えてください。

三つ目が、カスタマイズの実態はどのようになっているのか答弁をお願いします。

続いて歳出のほうですけれども、17ページ、2款2項1目、軽自動車税システム改修業務委託料についてです。こちらのほうは事業の概要と効

果、あとは財源について答弁をお願いします。

次は、17ページの2款2項2目の収納管理システム改修事業について、こちらも事業の概要、効果、財源について答弁をお願いします。

続きまして21ページ、4款1項2目の健康管理システム改修業務委託料追加についてです。

5点あるのですけれども、この5点を含めて事業の概要の答弁をお願いします。

一つは、これは次世代医療基盤法による医療情報提供に関わる予算なわけですけれども、これまで国保年金課が担当であったのかなと思っているのですが、今回、健康増進課がこの予算については担当だということなので、なぜ担当が替わったのかという点についてです。

二つ目が、提供される予防接種記録の種類、例えばコロナワクチンも今回の提供される記録に含まれるのかどうなのか、あと件数はいかほどなのか答弁をお願いします。

三つ目は、委託先、委託される業務内容について答弁をお願いします。

四つ目は、今回の委託料追加の財源について答弁をお願いします。

あと五つ目が、今回、個別通知の予算が計上されていないわけですけれども、この扱いは一体どうなるのかということについてです。

あとは大きい二つ目として、この間、次世代医療基盤法による医療情報提供に関わる個別通知も行われてきたと思うのですが、この間の拒否の件数や問合せの件数などについて答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 私のほうからは、基幹系システム共同クラウドに係る経費についての御質疑にお答えいたします。

まず一つ目の、期間が令和8年までの理由ということですが、今回利用期限となります大鰐町、それから田舎館村、西目屋村と検討を行い

まして、今回追加になりました藤崎町、板柳町の利用の終了期限が令和8年度末となっております。今回5年間延長利用ということにすれば終了期間を合わせることができ、次のシステム、国が進めております標準システムへの移行をスムーズに行うことができるのではないかと、5年間ということで令和8年までとしたものです。

それから、二つ目の御質疑の共同利用の変更点ということですが、まず平成27年4月に大鰐町、田舎館村、西目屋村と弘前市の4市町村で利用を開始いたしました。平成31年4月から平川市が、それから令和3年4月からは藤崎町、6月からは板柳町が加わりまして、現在7市町村で利用しております。

それから、三つ目の御質疑のカスタマイズの費用ですが、令和3年11月末現在ですけれども、利用開始から、法改正以外に係る当市が独自で行ってきましたカスタマイズの総額といたしましては、8810万3270円となっております。

◎市民税課長（石井 啓之） 私のほうからは、軽自動車税システム改修業務委託料についてお答えいたします。

まず、事業内容でございますけれども、こちらは令和3年度税制改革大綱において、軽自動車税関係手続のオンライン化が明記され、軽自動車税に係る申告データをオンライン上で連携することが決定されました。軽自動車ワンストップサービス連携システムへの対応が令和5年1月までに必要なことから、現在利用中の軽自動車税システムを改修しようとするものであります。

事業の効果といたしましては、軽自動車税の申告並びに継続検査時における納付情報の事実確認をオンライン化することで、検査登録、保管場所証明書申請等の軽自動車保有のための手続をインターネット上で一括に行うことが可能となること

から、市民等が軽自動車検査協会や市役所などの各機関を訪れる必要がなくなり、市民サービスの向上が図られるものであります。財源につきましては、地方交付税が措置されるものであります。

◎**収納課長（中田 和人）** 私のほうから、収納管理システム改修業務委託料についてお答えいたします。

まず、この概要でございますが、こちら令和3年度の税制改正大綱において、軽自動車税関係の手續の電子化が明記されたことに伴い、令和5年1月からの稼働開始に向け、地方税共同機構が開発・運用する軽自動車税納税確認システムを稼働させるため、収納管理システムに対して必要な改修を実施するものであります。

この軽自動車税納税確認システムは、軽自動車の継続検査、いわゆる車検のときの手續を行う際に、各市町村が管理しております軽自動車税の納付状況の確認をこれまでは納税証明書で行っていたものをオンラインで確認できるようにするシステム改修であります。

このことにつきましては、普通自動車におきましては既に平成27年4月から自動車税納税確認システムが稼働しておりまして、今般これを軽自動車にも拡充するというものでございます。

事業効果でございますが、検査窓口の負担軽減と、それから申請者の利便性向上が図られます。あと市におきましても、システム構築後は軽自動車の車検を受けるときに納税証明書の提示を省略することで、納税証明書を紛失した際も再発行が不要になります。これによりまして、要は車検時の窓口で発行する納税証明書、これ大体年間で6,500件ありますが、これが減少するものと思われれます。

あと最後に、事業費の財源でございますが、こちらの財源といたしまして交付税措置があります。

◎**健康増進課長（山内 恒）** 私のほうからは、健康管理システム改修業務委託料について答弁いたします。

まず、担当課が替わったのはなぜかという御質疑ですが、本業務は平成29年に制定された医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律、いわゆる次世代医療基盤法と言われておりますが、その法律に基づきまして、市が保有する国民健康保険のレセプトデータなどの医療情報を弘前大学に匿名化して提供し、弘前大学において研究分析を行い、その成果を基に市民の健康寿命の延伸に向けた今後の施策を展開するということを目的に、市が今年5月27日に国が医療匿名加工医療情報作成事業者として認定する一般財団法人日本医師会医療情報管理機構、通称J-MIMOというふうに呼ばれてはいますが、こちらと締結した医療情報の提供に関する契約に基づいて、市が保有する予防接種等に関する情報をJ-MIMOに提供するために、市が運用する健康管理システムにおいて必要な改修を行うというものでございます。

なお、予防接種等に関するデータを管理するその健康管理システムを当市においては健康増進課が所管しておりますことから、今回の件につきまして、健康増進課が担任して補正予算案を計上させていただいたものでございます。次世代医療基盤法に関わる対象者への通知ですとか、それから市民への広報周知、情報提供に関する拒否、いわゆるオプトアウトの申出の受付、J-MIMOとの契約調整、こういった業務につきましては、国保年金課が引き続き主担となっていくこととしております。

二つ目、提供される予防接種の種類でございますが、まず高齢者のインフルエンザ、それから高齢者肺炎球菌の予防接種に関するデータを提供する予定としております。以後、乳幼児等に係る予

防接種のデータを提供する予定としておりますが、詳細につきましては今後協議していくこととしております。新型コロナウイルスワクチンに関するデータに関しては、今回提供する情報には含まれないものであります。

件数なのですけれども、現行の健康管理システムにデータを集約して出力する機能がないために、具体的な数値は把握していないところでございます。

それから三つ目、委託先、それから委託の業務内容でございます。委託先は日本電気株式会社青森支店を予定しております。当社は、今回改修しようとする健康管理システムが構築・運用されている弘前地区の電算共同化クラウドサービスの事業において、このシステムの管理主体であることから、当会社に委託しようとするものでございます。委託する業務内容ですが、提供するデータを出力する機能を追加するためのシステム改修を行うものであります。

四つ目、財源についてです。財源につきましては、市とJ-MIMOのほうで協定を締結しておりまして、その協定に基づきJ-MIMOが負担することとしており、本予算案の歳入の雑入に169万4000円を計上しているものでございます。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 続きまして、通知の予算につきましてお答えいたします。

通知の予算につきましては、通知事務に要する経費のJ-MIMOとの間の負担区分について協定を交わしておりまして、J-MIMOの側で負担していただくというふうになってございます。

例えば、7月には国民健康保険料の納付書だとか、後期高齢者医療の納付書だとかに通知を同封しておりますけれども、それらの追加で入れたことによる差額費用等を負担していただくというふうな取決めになってございます。最終的に年度内がかかった経費を積算いたしまして、雑入に入れ

るという対応としてございます。

続きまして、提供拒否の件数、また問合せの件数というところについてお答えいたします。

まず、通知の状況についてであります。本年7月に国民健康保険の加入世帯及び後期高齢者医療の被保険者に対しまして、4万671件、あと2万7031件通知をしております。8月には岩木健康増進プロジェクト健診の医療情報の関係で、岩木地区の住民の方に対して1万361件、その後9月以降は新規で国民健康保険及び後期高齢者医療の資格を取得した方に対しまして随時で、通知しておりますので、まず通知の実施状況が11月末までの時点で8万802件となっております。この約8万件に対しまして、11月末までに提供拒否があった件数が71件となっております。11月末には介護の被保険者のうち国保及び後期高齢に加入されていない方に対して追加で通知を行っております。これを9,151件通知しておりますが、この通知後、12月に入ってから提供拒否の件数が非常に増えてございまして、12月10日までで109件の提供拒否がございまして、これまでの累計で、12月10日時点で合計180件提供拒否がございまして、総通知件数が8万9953件でございまして約0.2%となっております。

最後、問合せ件数についてですが、コールセンターで問合せを受けている件数は39件ということを確認しております。39件に対してコールセンターで受付した提供拒否の件数が10件というふうになっております。

市のほうの問合せの件数は特段カウントはしていないのですけれども、相談をされてそのまま提供拒否されるというケースが非常に多いので、件数としてはおおむね提供拒否の件数と同じ程度の問合せがあるというふうに認識しております。

◎9番（千葉 浩規委員） そうしたら、まず軽

自動車税システム改修業務委託料についてです。

令和5年1月に開始するため云々ということだったのですけれども、そうすると、ちょっと時間があるみたいな気がするのですが、さらにまた手続が必要になってくるのかどうか、答弁をお願いします。

あともう一つ、ちょっと前倒しの質疑になってしまうのですが、この間、今回もそうなのですけれども、結構バージョンアップの予算というのが本当に増え始めているというふうに思うわけです。この前、住民基本台帳システムに不具合が生じたというふうな新聞報道もあったのですが、そこから得た、今回のようなシステム改修等に当たっての教訓や再発防止策といったものが検討されているのかどうか、その辺の答弁をお願いします。

続きまして、収納管理システム改修事業についてですけれども、こちら5月1日ということでしたので、やっぱり同じく2回目のそういう改修があるのかどうか、その辺の答弁をお願いします。

続きまして、健康管理システム改修業務委託料追加についてです。答弁によると、この委託する事業者が共同クラウドサービス事業者だということなのですが、具体的にはこの改修によってどのような作業を行うというふうになるのか、答弁をお願いします。

あと、雑入に盛られているということなのですが、雑収入は5万5000円ということで、169万円とちょっと合わないのですが、これどのようにしているのか答弁をお願いします。

あと、今後は予防接種の記録も先ほどの答弁ではなくなってような話もあったのですが、そうなった場合、今後対象になってくるといった場合、その通知を発行する時期はどうなるのだろうか。これまでは予防接種した方にその後通

知するということになるのですが、これから予防接種する人が対象になるというのであれば、事前に分かるわけですから、そういう方にはどういうふうにしていくのかということについて、答弁をお願いします。

◎市民税課長（石井 啓之） まず、軽自動車税システム改修業務の今後の手続と申しますか、来年度に向けてということですが、今回の改修委託料としては、バージョンアップのためのパッケージを導入するというのが主なものになっています。それを受けまして、令和4年4月からその連携のテストを実施して、令和5年1月からのシステム運用を予定しておりますので、そのための費用としまして、同じく軽自動車税システム改修経費としまして、令和4年度の当初予算に計上することとしております。

それから、プログラムの異常とか、そういうことの教訓というか対策ですが、今のところシステムの改修に当たりましては、プログラム異常などのトラブルが発生しないようにテスト実施時に動作確認を十分に行って、トラブルがまず起きないようにしっかりやって取り組んでいきたいと思っています。

トラブルが発生した際の対応につきましては、委託先と十分に確認を行って不測の事態に備えようということにしております。

◎収納課長（中田 和人） 今回の収納管理システムの関係ですが、収納管理システムと軽自動車税納税管理システムをL2WANで、オンラインで連携するテスト環境を整えるために、システム改修及びファイアウォールの設置をしますのでございます。このテスト環境が確認された段階で、来年度は実際このデータを提供できるように、さらにシステム改修をするものでございます。

◎健康増進課長（山内 恒） 健康管理システム

の改修につきましてです。

まず、委託先において、改修後、具体的にどのような作業になるのかということですが、健康管理システムのプログラム改修を行った後、その共同クラウドサービス事業者が管理するサーバーの中に記録されている予防接種の種類、それから接種日などといったデータをCSVというファイル形式で実際に出力するというふうなことになります。

2点目、J-MIMOの負担に関し、雑入の計上額が5万5000円しかないけれども、これはどうということだということの御質疑ですが、先ほど申し上げましたが財源につきましては、J-MIMOが全額負担することとなりまして、これに伴いまして22款5項4目8節の雑入にその同額として169万4000円を計上しているのですが、議案書においては、ページ数でいけば12ページになりますけれども、8節の雑入が5万5000円となっていると。ここで5万5000円となっているのは、今回のこの次世代医療基盤法に関わる事業収入のほかにも、その他増額及び減額補正になる雑入があって、これら全てが相殺されて、結果5万5000円の増額となっているものでありまして、その中には今回のJ-MIMOに関わる収入に相当する部分も含まれているということになっております。

◎国保年金課長（葛西 正樹） そうしましたら、私からは、これから予防接種を受ける分についての通知の対応をどうされるのかという御質疑だったかと思いますが、お答えさせていただきますが、原則、医療情報がまずあるということが確立されている者について、その医療情報を提供いたしますというお知らせで、必要であれば提供拒否の申出もできますということをお知らせするものでございますので、もう既にデータが確立されている者に対して通知をするということが原則

だというふうなものでございます。

ただし、その性質上、今回お話をあつたような新型コロナウイルスワクチンの接種の情報だとかというところにつきましても、これから発生する分について対象になりますよということであれば、その旨が通知において明確に受け取る方が理解できるように表現されていないといけないというふうに思いますので、その対応をどのようにしていくかということは、これからJ-MIMOのほうと協議してまいりたいというふうに考えております。

◎9番（千葉 浩規委員） 3回目なので、要望で終わります。

私のところにも、新たに通知が届いた市民からは、やっぱり大変心配する声が届いています。やっぱりこの健康に関わる情報というのは、要配慮個人情報であるということとは変わらないことで、そういう心配というのは当然なことではないのかなと思います。

今回、拒否の件数も今答弁にあつたわけですが、私はもっとこの事業の内容が分かってくれば、拒否する数も本当に増えてくるのではないのかなと思うのです。逆に言うと、まだ180件程度だということは、まだまだ市民には知れ渡っていないというのが現状ではないのかと思いますので、やはり市民へのお知らせというのは、まだまだ不十分だということの意見を申して終わります。

◎14番（松橋 武史委員） 私からは、議案第89号、予算書15ページ、2款1項3目弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金についてお伺いさせていただきます。

まず、この補正の概要について、少し詳しく概要を説明していただきたいと思います。

◎管財課長（工藤 浩） 補正の概要についての御質疑でございますが、弘前駅前地区再開発ビル

維持管理負担金は、再開発ビルの維持管理に係る経費でありまして、警備、清掃、保守点検、光熱水費等のうち、市が負担すべき共用部分及び専有部分に係る経費であります。

当初予算の4284万円に対しまして、補正予算として335万3000円を追加し、補正後の予算額は4619万3000円となります。

負担金増額の理由といたしましては、平成27年度から株式会社マイタウンひろさきが直接ビルの管理を行って以降、これまで最低賃金や物価の上昇といった社会情勢の変化があったものの、再開発ビル管理組合の負担金が据置きとなっていたことから見直しを行うもので、主に警備業務や清掃業務の人件費が増額となっているものであります。

◎14番（松橋 武史委員） 概要について、少し中身に触れたような説明でありました。

通常この時期の補正というのはこれまでなかったように思われますが、補正が必要となった理由及びその経緯についてもお知らせ願いたいと思います。

◎管財課長（工藤 浩） 今回補正が必要となった理由、経緯でございますが、弘前駅前地区再開発ビル管理組合に係る維持管理費が令和3年6月25日に開催されました管理組合の定期集会におきまして増額されたことで、市の予算に不足が生じる見込みとなったことから、補正を行うものです。

6月25日の定期集会では、市は負担金が増額となる議案に対し異議を唱えております。その理由といたしましては、負担金の増額に当たっての根拠として、再開発ビル管理組合と株式会社マイタウンひろさきとの間で委託契約が締結されていなかったことから、人件費の実績に関する資料を求めましたが資料を提出いただけなかったこととなります。

この点につきましては、事業者から令和3年度より再開発ビル管理組合と委託契約に関する書面を取り交わす旨の回答を得ておりまして、今後は改善される見込みであります。

市といたしましては、負担金の増額を認めないということではなく、内容をしっかりと確認する必要があるとの考えから異議を唱えたところですが、再開発ビル管理組合と事業者との間で委託契約の書面を取り交わす等の改善が図られることで、今回の補正は市としても必要なものと考えております。

◎14番（松橋 武史委員） ただいまの答弁では、事業者から必要な資料が提出されず、それらに市は異議を唱えたままの状態、今回補正が必要となったということで理解をします。

今後は委託契約の書面等が取り交わされる約束がされているということでありまして、今後、事業者の改善が図られるということでありまして、理解を示したいと思っております。

今後、これらの約束が守られるかどうか、少し不安なところもありますので、参考までにお伺いさせていただきますが、今後市が負担の増額をしなかった場合、どのようになるのでしょうか。また、今後も負担金の増額の可能性はあり得るのかどうかお伺いをさせていただきます。

◎管財課長（工藤 浩） まず、負担金を増額しない場合、どのようになるのかといった御質疑でございますが、市といたしましては、区分所有法に基づいて定められた弘前駅前地区再開発ビル管理規約の規定により、集会で可決されました市の負担金につきましては支払い義務があり、また、この費用を負担しない場合、法律及び規約に抵触することになるため、法令遵守の観点からも今回の補正は必要な措置であると考えております。

また、今後の負担金増額の可能性でございますが、市といたしましては、今後、最低賃金の上昇

など人件費の増加要因等も加味しながら、適宜に見直しを行っていく必要があると考えておりました、このようなことから、多少なりとも負担金の増額の可能性はあるものと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） 3回終わりましたので。いや、要望も含めて3回ですので御容赦願います。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、10款4項3目17節のデジタル式プラネタリウム機購入費について、文化センター、中央公民館の改修に入っていると思いますが、当初では、今あるプラネタリウムを廃止して、いわゆる多目的会議室というような形にするということをございました、今回このように予算が盛り込まれてプラネタリウム機を購入するということになったということでございますけれども、この経緯について、当初は廃止という予定だったのがこういうふうになら新たに新設になった背景について、答弁願います。

◎中央公民館長（中川 元伸） ただいまのプラネタリウムの背景について御説明いたします。

文化センターのプラネタリウム室は廃止というか、多目的活動室として目的を変えて活用することになっていました。

ただ、星に関する学習は継続するというのでお話をさせていただいております、今回プラネタリウムの老朽化が激しく、設置から40年経過しております、電球などの消耗品が製造中止となっております。今後維持するのが困難なために、文化センターの長寿命化改修工事に伴いまして、負担の少ないデジタル式プラネタリウム機を買うこととしておりました。

このタイミングで、日本航空電子工業株式会社及び弘前航空電子株式会社より社会教育関連事業に活用してほしいとの寄附金の申込みがありまして、その寄附金を活用いたしましてプラネタリウ

ム機を購入することとなったものであります。

◎10番（野村 太郎委員） 答弁ありがとうございます。私の認識違いでした。完全にプラネタリウム機を廃止して多目的なものにするということではなくて、プラネタリウムのものは維持する方針であったということなわけなのですね。分かりました。そこところは私の認識違いだと思います。

個人的にもプラネタリウムが維持されるのは大変うれしいのですけれども。ここで最後に、今回のデジタル式プラネタリウム、これまでのプラネタリウムとどういうところが違うのか、何が優れているのか、これについて最後に質疑をさせていただきたいと思います。

◎中央公民館長（中川 元伸） これまでのプラネタリウムは光学式のプラネタリウム機でして、今回購入しようとするのはデジタル式のプラネタリウム機になります。

デジタル式のプラネタリウム機は、コンピューターで計算された星空をグラフィック映像として投影します。ドームの中央または壁面に設置された1台もしくは複数のプロジェクターを組み合わせ、スクリーン全体に星空の映像を映し出すというものです。また、星空以外の映像も投影することができます。

これまであった光学式のプラネタリウムは、ガラスや金属の板に星の位置を正確に刻印した原板を投影機に固定し、その前後に光源とレンズを組み合わせ、スクリーンに光の点を映し出すことによって星空を再現するものであります。

今までの光学式ですと星が約6,100個表現できたのですが、今回考えているデジタル式は11万個ということで、約20倍の星を再現することができるものであります。

◎20番（石田 久委員） 19ページの3款1項3目についてですけれども、ここでいう介護保険

特別会計繰出金追加の8323万9000円についてなのですが、これについて介護保険のほうで見ますと、介護給付費負担金等の返還というような形で出ていますけれども、これについて具体的にどのようなことが行われたのかお答えしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 介護特別会計の繰出金追加について内訳を説明いたします。

介護保険特別会計繰出金追加の内訳につきましては、国庫負担金返還金が8128万8000円、パワリハ運動教室追加が30万円、コンビニ・スマホ収納に係る手数料追加が78万8000円、人事異動等による人件費の追加が86万3000円となっております。

◎20番（石田 久委員） 今の答弁で、ああという形なのですが、もう少し具体的に詳しく説明していただきたいのですけれども。

やはりこの国庫負担金の返還金の追加ということで先ほど答弁がありましたけれども、これははっきり言って、申請の内容を誤って申請したとかいろいろあると思うのですけれども、これについては具体的にはどんな誤りで、これはいつからいつまで間違っていたのか、その辺についてと、それと今回令和3年3月にこういう指摘をされたと思うのですけれども、この時期というのは、思い出せば今年の3月31日に何と、違うところで介護保険特別会計補正予算の専決処分が行われました。ですから、同じ年にこういうことが2回もあったわけです。前は約3億円の、ごめんなさいをしたわけですが、今回と同じ時期にあったわけですが、これについてももう少し詳しく説明していただきたいと思います。

確かに事業所には何も影響はないというふうには前は答弁していたのですけれども、やはりそれだけの問題ではなくして、今、介護保険の事業所もかなり大変な中で、きちんとこれをやっていかなければ駄目なのですから、その辺のことにつ

いてお答えしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 詳しい経緯については、本年3月に行われました平成29年度から令和元年度の3年間を対象とした会計検査院による会計実地検査により、介護保険財政調整交付金についての誤りを指摘されました。さらに2年間遡り、平成27年度以降について追加の点検を行ったところ、総額で8128万8000円の過大交付が判明したものです。

どのような間違いがあったのかといいますと、会計検査院から発表された所得段階区分ごとの被保険者数の報告間違いが一番の大きな原因でございしますが、5年間の間はそのほかに高額介護サービス費の集計の誤りや高額医療費合算介護サービスの集計誤りなどもございました。

3月にごめんなさいいたしました3億円の件についてでございますが、今回の会計検査院からの指摘につきましてはそれ以前のものでしたので、その後のことではございませんので申し添えます。

あと、事業所のほうも非常に大変だということでお聞きしておりますが、事業所などからの相談などがあった場合には、真摯に受け止め対応していきたいと思います。

◎20番（石田 久委員） 今年3月31日にそういうふうな形で、緊急にこれが専決処分されたわけですが、そのときの市の答弁は、住民サービスに影響はないがミスがあったことは大変申し訳ないと。チェック体制や業務を行うプロセスを点検し、再発防止に努めたいというふうに述べているわけですが、3月というのは、同じミスが過去にもあったということなのですから、これに対して今後介護保険担当のほうでは、この具体的なチェック体制とか業務を行う、そういうこと、具体的にはどのような再発防止に努めているのか、その辺についてお答えして

いただきたいと思います。

◎介護福祉課長（川田 哲也） ミスが起った大きな原因というのは、チェック、体制がうまく機能していなかったことだと思われまます。このたびのミス进行反省いたしまして、今後は直接の担当者のチェック及び担当係長のチェック及び予算担当者につきましても、マニュアルに基づいた確認を行うことといたしました。

また、課全体といたしましては、事務処理ミス検討委員会を立ち上げまして、月1回程度開催し、過去の事例研究やヒヤリ・ハットの情報共有を行うことで、事務処理ミスゼロを目指しております。

◎23番（越 明男委員） 私は、2款の人件費の補正に関わって何点か伺います。

昨日から喉が少し腫れていまして、すみません、美しい声が出なくて、勘弁してください。

先ほど財務部長から説明があったように、ここは一般管理費だけではなくて、全款にまたがるということで全体的な説明でございましたので、そのところから3点ほど質疑いたします。

一つは、この時期に時間外手当の補正もこれまでも組まれてきたのかなというふうに思っているのですが、今回の補正で時間外手当の見積もった額と予想される時間外手当増の課を、これちょっとつかんでおりましたら説明いただきたいのが一つ。

それから二つ目に、新陳代謝ということの説明、部長のほうからございました。退職手当が計上されているかと思うのですが、退職手当の額とその人数とその理由を少し説明していただければありがたい。

最後3点目、会計年度任用職員に対する一つの処遇といいますか対応といいますか、これも私の知る範囲ではどこの自治体も大変、連合を通じて困惑しているような状況があるかと思うのです

が、今回の2億6000万円、全体の補正の中で、会計年度任用職員を励ますという意味での、会計年度任用職員に対する対応はどうなっていますか。

以上、ひとつ人事課のほうへお尋ねいたします。

◎人事課長（堀川 慎一） 人件費補正についての間合せでございます。

まず一つ、時間外手当についてでございます。

時間外手当については、1億3177万円の追加となっております。これはこれまでの実績額、今年度の実績額と今後の所要額、所要見込額から今年度の決算見込額を出しまして、不足額を今回追加するものでして、理由としては新規事業の取組などでございます。

課でございますけれども、こちらは全庁的にそれぞれ追加計上したものでございます。

続いて2点目、退職手当の内訳でございます。

退職手当につきましては、2億757万3000円の追加となっております。これは勸奨退職者、自己都合退職者、育休代替任期付職員の任期満了分として合計27人分を追加計上したものでございます。

三つ目の会計年度任用職員の分については、合計で2804万3000円の追加となっております。こちらについては、新型コロナウイルスワクチン接種の対応などにより、全庁的に職員数が不足の状況にありまして、当初は再任用職員の配置を見込んでいたところに配置ができず、会計年度任用職員を配置したこと等による報酬額を追加計上したものでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第90号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（三浦 直美） 議案第90号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に7922万1000円を追加し、補正後の額を198億2162万2000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の427万8000円の減額は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分でありませぬ。

7款1項5目償還金の8349万9000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

6款繰入金の3650万円は、歳出の一般管理費の補正額に対応する一般会計繰入金を減額するほ

か、償還金の財源として財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

7款諸収入の4272万1000円は、子ども医療費分等返還金を計上するものであります。

説明は以上でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第91号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（三浦 直美） 議案第91号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から52万8000円を減額し、補正後の額を21億2571万9000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7

ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の115万7000円の減額は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分でありませ

ず。1 款 2 項 1 目賦課徴収費の62万9000円の追加は、コンビニ収納取扱手数料の予算不足に対応するためのものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後 4 ページにお戻り願います。

3 款繰入金52万8000円の減額は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

説明は以上でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第92号令和 3 年度弘前市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第92号令和 3 年度弘前市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

介 1 ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に 1 億 5595 万円を追加し、補正後の額を 199 億 5807 万 4000 円にしようとするものであります。

繰越明許費の設定は、介護施設等感染拡大防止対策事業に係る経費であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介 9 ページを御覧願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費の5414万3000円の追加は、人件費補正及び介護施設等感染拡大防止対策事業費補助金を計上するものであります。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費の78万8000円の追加は、コンビニ収納取扱手数料を追加計上するものであります。

3 款 1 項 2 目一般介護予防事業費の240万円の追加は、パワリハ運動教室業務委託料を追加計上するものであります。

介10ページを御覧願います。

6 款 1 項 3 目償還金の9861万9000円の追加は、介護給付費負担金等返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介 5 ページにお戻り願います。

1 款保険料の55万2000円の追加は、第 1 号被保険者の介護保険料を追加計上するものであります。

3 款国庫支出金の60万円の追加は、歳出のパワリハ運動教室業務委託料に係る負担金を追加計上するものであります。

4 款支払基金交付金の64万8000円の追加は、歳出のパワリハ運動教室業務委託料に係る交付金を追加計上するものであります。

5 款県支出金の5358万円の追加は、歳出の介護

施設等感染拡大防止対策事業費補助金及びパワリハ運動教室業務委託料に係る負担金を追加計上するものであります。

7款繰入金の1億57万円の追加は、歳出の介護給付費負担金等返還金等に係る一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第93号令和3年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第93号令和3年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い人件費について補正するほか、早期発注する予定の工事に

ついて債務負担行為を設定しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

水1ページから水2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入では一般会計補助金103万9000円を追加し、収入の合計を41億5785万3000円に改め、支出では手当など2812万円を減額し、支出の合計を38億637万1000円に改めようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出のうち、支出では手当など37万9000円を減額し、支出の合計を29億984万円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を設定しようとするものであります。

水3ページを御覧願います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第7条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、水4ページから水20ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎2番（佐藤 哲委員） 債務負担行為について質疑させていただきます。

水道工事等々は、ややもすれば天気の悪いときとか、冬期間とか、そういうこともありまして、何で今頃に工事をやるのだろうかという市民は時々そう

思っているようなことがあると思うのですけれども、今回早めにやるという、債務負担行為に出るわけですけれども、そうするとこれは4月1日がんと直ちに天候のいい日を狙って延々と工事が続けられると理解してよろしいわけですか。

◎上下水道部総務課長（田中 知巳） ただいまの質疑についてお答えいたします。

今の債務負担行為は、4月以降、工事業者の方に着手していただけるように、年中ならして工事を発注していくために債務負担行為を設定するものでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 年中ならしてということがありましたけれども、市民としては冬場の工事よりも、やっぱり雪のないときにちゃんとやってほしいという気持ちが強いのです。できるだけ交通の停滞をもたらさないように、しかも日が長くてきれいにできて、そして仕事をやるほうも楽なときにやるようにしてもらえるように、できるような気がございますか。

◎上下水道部総務課長（田中 知巳） ただいまの質疑に答えます。

冬の渋滞対策のほう、冬期間の工事になりますので、渋滞をしないように業者と打合せをしながら、業者の方と対策を講じまして、渋滞にならないように策を講じていきたいと思っております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第94号令和3年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第94号令和3年度弘前市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い人件費について補正するほか、早期発注する予定の工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

下1ページから下2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入では一般会計補助金と過年度損益修正益の減額により417万円を減額し、収入の合計を55億4201万4000円に改め、支出では手当など2189万1000円を追加し、支出の合計を53億6424万7000円に改めようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出のうち、支出では給料など441万8000円を減額し、支出の合計を43億9849万7000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

下2ページから下3ページにかけての第5条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を設定しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第7条は、他会計からの補助金の額を、第8条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下4ページから下22ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第95号令和3年度弘前市病院事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第95号

令和3年度弘前市病院事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝等に伴う人件費及び市立病院の閉院時に支給が見込まれる退職手当に対応するため、整理退職者に対する県補助金など所要額を補正するほか、閉院後の残務整理等に係る業務について債務負担行為を設定しようとするものであります。

病1ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出のうち、収入では、退職給付引当金戻入益2億730万9000円を追加などし、収入の合計を21億828万1000円に改め、支出では、手当など2億5731万7000円を減額し、支出の合計を30億5431万6000円に改めようとするものであります。

病1ページから病2ページにかけての第3条は、閉院後の残務整理等に係る業務について、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を設定しようとするものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を改めようとするものであります。

そのほか、病3ページから病16ページにかけては、実施計画などを添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 単純に教えていただきたいだけのことです。

債務負担行為で三つあるのですが、最初の二つについては残務整理ということでよく分かるのですが、次の診療医療情報参照システムサービス利用料については、期間が令和4年度から令和8年度になっているということなのですが、これについて説明をお願いします。

◎市立病院総務課長（堀子 義人） 診療情報参照システムでございますが、こちらは現在市立病院が保有しております患者のエックス線——レントゲンなどの画像のデータでございます。

こちらにつきましては、医療法・医師法の関係で5年間保管しなければならないと義務づけられております。その関係で5年間債務負担行為を設定したということでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午前11時33分 散会〕